

令和元年度放課後等デイサービス指摘事項一覧

2事業所中

番号	分類	指摘内容(文書指摘)	根拠法令	指摘数
1	定員の遵守	定員を超過してサービス提供を行っている日がありました。災害、虐待その他やむを得ない事情がある場合以外は、定員を超えてサービス提供を行うことがないようにしてください。	都条例第139号第76条で準用する第38条 障発0330第12号通知第5の3(3)で準用する第3の3(1)	2
2	法定代理受領額の通知	通所給付決定保護者に対して通知がされていませんでした。法定代理受領により給付費の支給を受けた際は、通所給付決定保護者に対し通知をしてください。	都条例第139号第76条で準用する第29条第1項 障発0330第12号通知第5の3(3)で準用する第3の3(14)①	1
3	業務管理体制の整備	業務管理体制の整備に関する事項の届出について、確認ができませんでした。速やかに業務管理体制の整備に関する事項の届出を行ってください。	児福法第21条の5の26 児福法施行規則第18条の38	1
4	アセスメント	必要なアセスメントの記録が確認できませんでした。放課後等デイサービス事業所として必要なアセスメントを行い、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき放課後等デイサービス計画の原案を作成してください。	都条例第139号第76条で準用する第12条第2項 障発0330第12号通知第5の3(3)で準用する第3の3(16)	1
5	欠席時対応加算	欠席日は確認できたものの、連絡を受けた日時や、相談援助を行った記録について確認ができませんでした。当該加算の算定にあたっては、障害児又はその家族に相談援助を行い、連絡を受けた日時、相談援助の内容を記録に残してください。	厚労告第122号別表第3の6の注 障発第0330第16号通知第2の2(3)⑩ で準用する第2の2(1)⑩	1